

1 はじめに

(1) 総合的な学習の時間の創設の背景

平成8年7月の中央教育審議会第一次答申で、「総合的な学習の時間」の創設が提言された。

創設の背景となった最大の理由は、我が国の様々な分野における進展が、社会を著しく変貌させ、子どもたちの教育環境にも大きな変化をもたらしたことである。物資が豊かになり、生活が便利になってきた反面、人々の生活が慌ただしさを増してきた。また、核家族化、少子化、高齢化社会の傾向が高まり、種々の課題が発生してきている。その結果、社会性の不足や倫理観の問題、自立の遅れ、健康・体力の問題等が指摘されるようになってきた。学校においては、高い進学率に伴う過度の受験競争、いじめや不登校、学習意欲の低下などが懸念されてきた。

このような社会の大きな変化の中で、成長過程にある子どもたちは、直接的に、また間接的に影響を受け、大人社会と同様に慌ただしい生活を送っている。このような状況の中で、主体的に生きていくために子どもたちに必要となるのは、如何に社会が変化しようとも、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性と、たくましく生きるための健康・体力である。このような資質や能力を「生きる力」とし、これからの学校は、この「生きる力」を育成することを重視した学校に変わっていく必要がある。

「生きる力」をはぐくむためには、各教科等のそれぞれの指導にあたって様々な工夫を凝らした活動が展開されなければならないが、「生きる力」が全人的な力であるというこを踏まえると、横断的・総合的な指導を進めるような新たな手立てを講じる必要がある。また、今日、国際理解教育、情報教育、環境教育などを行う社会的要請が強まっていることなども考慮し、一定のまとまった時間（「総合的な学習の時間」）を設けて、横断的・総合的な指導を行うことを同答申が提言している。

この答申を踏まえ、平成10年7月、教育課程審議会が答申した「教育課程の基準の改善の方針」の中で「総合的な学習の時間」の創設が述べられている。しかも、「生きる力」をはぐくむ今回の教育課程の基準の改善の趣旨を実現する極めて重要な役割を担うものと考えている。また、この答申で、「総合的な学習の時間」の創設の趣旨として、各学校が地域や学校の実態等に応じて創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開できるような時間を確保すること、国際化や情報化をはじめ社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保すること、としている。

各学校においては、このような各答申の趣旨を踏まえ、学習指導要領の改訂のねらいの基に、児童生徒に「生きる力」をはぐくむために、特色ある学習活動を展開しなければならない。また、各校種間の連携や系統も考慮していくことが大切である。

(2) 現在の教育課程に至るまでの経過 －国等の動向－

- 平成8年7月19日 ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を答申
- 平成10年7月29日 ・教育課程審議会「幼稚園、小学校、(略)の教育課程の改善について」を答申
- 平成10年12月14日 ・新学習指導要領告示
- 平成12～13年度 ・新教育課程への移行期間
- 平成12年12月4日 ・教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」を答申
- 平成13年4月27日 ・「小学校学習指導要録、(略)の改善等について(通知)」
- 平成14年1月 ・「学びのすすめ」が発表される。
学習指導要領の最低基準としての性格を示す
基礎・基本の確実な習得と発展的な学習を求める
- 平成14年4月 ・新教育課程全面实施
- 平成15年10月 ・中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充・改善方策について」答申
【主な内容】
○学習指導要領の基準性の一層の明確化
○指導時間の確保
○総合的な学習の時間の充実改善
○個に応じた指導の充実改善
- 平成15年12月 ・学習指導要領一部改正
【総合的な学習の時間の一層の充実に関する改正の主な内容】
○ねらいの追加
『各教科、道徳及び特別活動で身につけた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること』を加えて規定した
○各学校が目標及び内容を定める必要を規定した
○各学校が全体計画を作成することを規定した
○教師が適切な指導を行う必要があることを規定した
○学校図書館の活用、他の学校との連携、各種社会教育施設や社会教育団体との連携、地域教材や学習環境の積極的な活用などを工夫する必要を明確にした